

管内飼育動物診療施設に対する獣医事指導の取り組み

湘南家畜保健衛生所

井上 史 浅川 祐二
荒井 信行 福岡 静男
稲垣 靖子

はじめに

獣医療法第3条において、飼育動物診療施設（以下、診療施設）の開設者は開設した日から10日以内に都道府県知事に届出ることとなっており、休止、廃止、届出た事項を変更したときも同様に届出ることとなっている。本県では、その事務が家畜保健衛生所長に事務委任されているため、家畜保健衛生所（以下、家保）においてそれに伴う指導業務を行っている。

今回、当所で実施した三年間の獣医事指導の取り組みの概要について報告する。

これまでの取り組み

当所管内の診療施設数は、平成21年度以降220件前後でほぼ横ばいに推移している。そのうち、小動物を対象とした診療施設が、ほぼ9割を占めている。

また、産業動物を対象とした診療施設の割合は、獣医師の高齢化や畜産農家の減少に伴い減少傾向にある（図1）。

家保では、診療施設が提出した各種届出の受理業務、それに伴う立入検査や巡回指導、獣医事に関連する問い合わせや相談に応じるとともに情報提供等を行っており、こうした業務が、地域における適切な獣医療を維持する一助となっている。

当所では、平成22年度にその一環として、県獣医師会各支部との連携により、獣医師法・獣医療法等に関する法令遵守についての講習会を実施した。

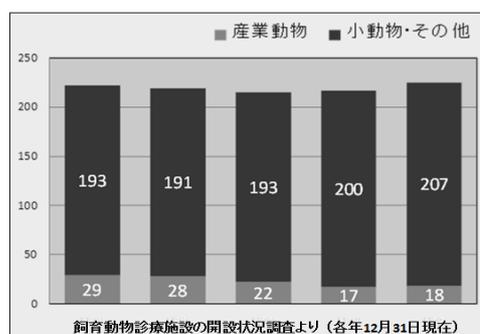
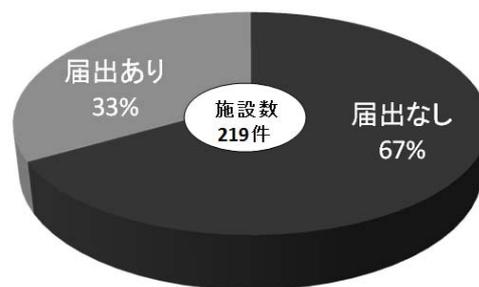


図1 管内飼育動物診療施設数の推移

また、平成23年度にはこれまで使用してきた台帳から、県内で統一したデータベースソフトを新しく使用することとなり、各診療施設の届出状況について再確認したところ、開設以降変更届等の提出をしていない診療施設が67%にのぼることがわかった(図2)。



本来、届出事項に変更がなければ届出の必要はないが、これまでの指導の中で、診療獣医師の追加や変更、法人化した場合の手続き等で届出をしていない診療施設の事例が多く認められたことから、現地での調査が必要であると認識し、平成23年度からは、巡回指導に重点を置くこととした。

図2 変更届等の届出状況(平成23年度当初)

巡回指導の概要及び結果

巡回指導にあたっては、1 届出事項の変更の有無、2 構造設備(逸走防止の設備、伝染性疾患の感染防止の設備、消毒の設備、調剤を行う施設、手術を行う施設)の状況、3 エックス線診療室の標識、注意事項の表示及び管理区域の標識の有無、記帳、エックス線装置の定期検査等エックス線の防護の状況、4 診療簿・検案簿の記録状況等を確認した。

平成23年4月～25年12月までに、192件の診療施設を巡回したところ、121件の診療施設で指導事項が認められた(図3)。

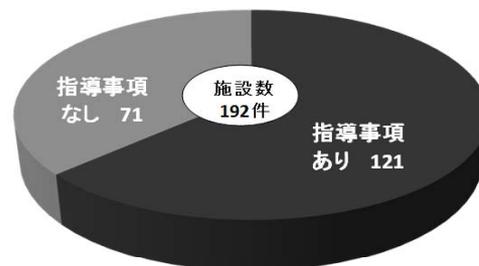


図3 巡回指導結果(平成23年度～25年12)

主な指導事項の内訳は、件数の多い順に、1 エックス線装置に関する不備が129件、2 変更届等の未提出46件、そして、3 廃止届の未提出22件(注:診療施設1件について複数の指導事項があるため内訳は192件を超える。)であった。

その詳細について、以下に述べる。

1 エックス線装置に関する不備

本事項の指導件数は延べ129件あり、その内訳は、定期検査の未実施が37件(29%)、漏えい検査の未実施が37件(29%)、注意事項等の不掲示が27件(21%)、記録の不備が14件(11%)、従事者の線量測定の未実施が14件(10%)であった(図4)。

エックス線装置については、獣医療法施行規則第7条から20条に、管理者が放射線に関する遵守すべき事項が定められているが、上記のような要因として、管理者の認識不足に加えて、エックス線装置の使用頻度が低いこと、それに対する検査等の費用負担が大きいことなどが考えられた。

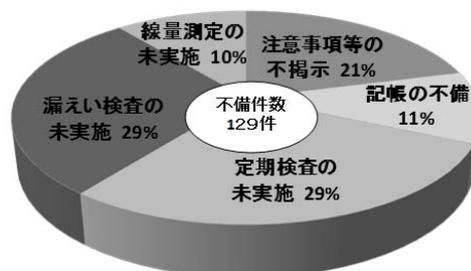


図4 エックス線装置に関する不備の内訳

2 変更届の未提出

第2点は、獣医療法第3条における届出事項に変更等があったにもかかわらず提出していない診療施設についての指導事項で、延べ46件あった。その内訳は、診療する獣医師の変更が34件、管理者の住所の変更が7件、構造設備の変更が5件であった。

変更届の未提出については、その原因として開設者の認識不足や多忙による失念が背景にあるが、変更事項で一番多い診療を行う獣医師については、当該診療施設での獣医師の雇用が短期間であったり、不定期勤務であったりなどで入れ替わりが頻繁な場合に、届出の遅延や未提出につながる傾向にあった。

3 廃止届等の未提出

第3点は、廃止届等の未提出に係る指導事項である。本来、個人から法人への変更や診療施設の移転があった場合、廃止→新規の届出を行うこととなっているが、その手続きをしていない施設が8件、開設場所での診療実態が確認できず、廃止届の提出が必要と思われた施設が14件の合わせて22件あった。

廃止届の提出が必要と思われた事例は、①診療施設そのものがなくなっていた、②診療施設の看板はあるものの診療実態が確認できなかった、③ペットショップの一角で別経営で開設していた診療施設が撤退していた、④開設者が病気又は死亡して診療実態がないことであった。

その他、診療施設の構造設備の状況については概ね遵守されていた。

対策及び結果

1 エックス線装置関係

エックス線装置に関する不備の中で、注意事項等の不掲示や撮影記録の未実施のようにソフト面の不備についてはすぐに改善できることから、掲示事例や記録事例を示して改善するように指導した。また、エックス線装置の検査の未実施等については、使用方法を誤れば従事者等の健康被害につながる可能性があることから、適正な管理をするよう指導した。

2 変更届関係

変更届については、獣医師の変更のように開設者が届出る事項として認識しているものがある反面、管理者や開設者の住所の変更など、届出事項として認識せずに届出ていなかった事例もあったことから、変更届として届け出る事項の説明をするとともに、巡回時には届出様式を携行し、変更事項があった場合は速やかに提出するよう指導した。

その結果、失念等による届出の未提出が減少し、図2で示した平成23年度当初届出割合が67%だったものが、平成25年11月には44%になった(図5)。

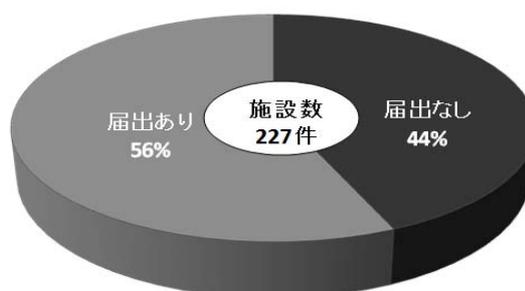


図5 変更届等の届出状況 (平成 25 年 11 月末)

3 廃止届関係

廃止届の未提出については、個人から法人の変更や施設の移転があった診療施設には、開設者に対し廃止届及び開設届の提出を指導した結果、届出の提出がスムーズに行われた。

一方、診療実態の確認が出来なかった診療施設については、図6のように対応した。まず、開設者に電話で連絡をとり、連絡がとれた場合は廃止届用紙を郵送し、提出後に台帳整理をした。また、電話連絡不能の場合は、届出が必要な旨の説明書類とともに廃止届を郵送し、返信があれば受理し台帳整理をした。返信がなかったり郵便が返送された場合は、再度現地を確認して診療実態がないことが確認できれば、廃止と見なして台帳整理をした。

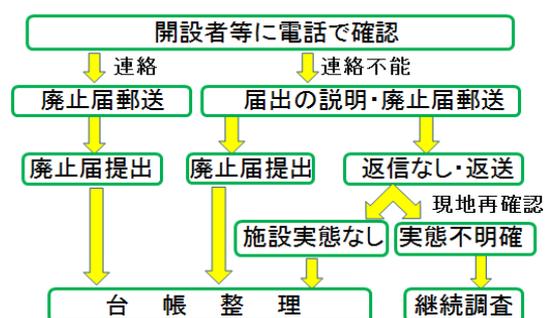


図6 廃止届の対応フロー

なお、実態が不明確だった場合は引き続き調査を進めている(図6)。

まとめおよび今後の対策

当所で実施した3年間の獣医事指導の結果は次のとおりであった。

- 1 台帳のデータベース化に伴う届出状況を再確認したところ、開設以降の変更届等の届出のない施設が67%を占めていた。
- 2 平成23年度以降3年間で192件の巡回指導を実施した。
- 3 主な問題点として、①エックス線装置の定期検査・漏えいの測定の未実施等の不備、②変更届等の未提出、③廃止届の未提出が認められた
- 4 それぞれの問題点について、①エックス線装置の適正使用を指導、②変更届の速やかな提出を指導、③個々の実情に合わせた廃止届の提出の指導を実施した。
- 5 その結果、開設届以降変更届の提出のない施設の割合が、平成23年度当初の67%から平成25年11月時点で44%に減少した。

今後の対応として、巡回による指導により法令遵守の周知や情報提供が出来たこと、指導により届出件数が増えたことなど、現場での実態を確認できることなどの重要性を再認識したことから、引き続き定期的な巡回指導を実施し、また獣医師会等との連携を強化し、地域の適正な獣医療の維持に努めていきたいと考えている。